

# 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 規 則

○証紙条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(会計課)

ページ

### 告 示

○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し

(税務課)

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(共同参画社会推進課)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(障害福祉課)

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

(同)

○家畜伝染病の発生

(畜産課)

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(森林整備課)

○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立

(水産振興課)

○昭和三十三年宮城県告示第四百四十四号(県道の路線認定)の一部改正

(道路課)

○平成十一年宮城県告示第三十一号(県道の路線認定)の一部改正

(同)

○海岸保全区域の変更

(河川課)

○都市計画変更の図書の写しの縦覧(三件)

(都市計画課)

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(教育庁高校教育課)

(二件)

### 監 査 委 員

○定期監査等の結果の公表

六

○定期監査結果に対する措置の公表

二

### 正 誤

○宮城県公報第二二八九号中

一七

○宮城県公報平成二三年号外第八四号中

一七

## 規 則

○宮城県公報平成二三年号外第八五号中

一七

証紙条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十三年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十七号

証紙条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

証紙条例の一部を改正する条例(平成二十三年宮城県条例第四十六号)の施行期日は、平成二十三年十一月一日とする。

## 告 示

○宮城県告示第六百九十二号

宮城県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第一百二条の三第二項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成二十三年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名又は名称 代表者の氏名 主たる事務所等の所在地

株式会社タカミ 代表取締役 名取市岡上二丁目三番六号 平成二十三年七月三十一日

高橋 温子

○宮城県告示第六百九十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 アフタースクールばるけ

一 代表者の氏名 谷津 尚美

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区柏木一丁目七番三十六号

三 定款に記載された目的 この法人は、障がい児者に対して、豊かな余暇支援およびその家族支援に関する事業を行い、障がいを持っていても地域の一員として安心

して共存・共生することが出来る社会構築に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年九月十三日

○宮城県告示第六百九十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二二六〇〇二〇七	事業所の名称及び所在地	バンビの杜利府地五十七番一	指定障害福祉サービスの種類	児童デイサービス	設置者名	株式会社Eco Life	指定年月日	平成二十三年十月一日
-------	------------	-------------	---------------	---------------	----------	------	--------------	-------	------------

○宮城県告示第六百九十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四二〇三〇〇〇八一	設置者名	社会福祉法人塩釜市社会福祉協議会	事業所の名称及び所在地	塩釜市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション 塩釜市北浜四丁目六番二十八号	変更年月日	平成二十三年九月一日
変更前	株式会社ジャパンケアサービス	変更後	塩釜市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション 塩釜市北浜四丁目六番五十二号	変更前	株式会社ジャパンケアサービス 八ツピー柴田・ヘルパーステーション 柴田郡柴田町船岡南一丁目一番十七号	平成二十三年十月一日	
変更後	株式会社ジャパンケアサービス東日本		ジャパンケア柴田柴田郡柴田町船岡南一				

〇四二二二〇三〇五

変更前

株式会社ジャパンケアサービス

ジャパンケアサービス  
八ツピー大河原・ヘルパーステーション  
柴田郡大河原町字錦町五番八号

丁目一番十七号

平成二十三年十月一日

変更後

株式会社ジャパンケアサービス東日本

ジャパンケア大河原  
柴田郡大河原町字錦町五番八号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百九十六号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十三年九月二十七日

一 家畜伝染病の種類

ヨ一ネ病

二 畜種

牛（黒毛和種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

加美町

五 発生年月日

平成二十三年九月十三日

六 患畜の取扱

法令般

○宮城県告示第六百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年九月二十七日

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第六百九十八号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、鳴瀬加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成二十三年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百九十九号

昭和三十二年宮城県告示第四百四十四号(県道の路線認定)の一部を次のように改正し、平成二十三年九月二十六日から適用する。

平成二十三年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表183の項中、「東磐井郡」を、「一関市」に改める。

○宮城県告示第七百号

平成十一年宮城県告示第三十一号(県道の路線認定)の一部を次のように改正し、平成二十三年九月二十六日から適用する。

平成二十三年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表中、「東磐井郡」を、「一関市」に改める。

○宮城県告示第七百一号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により平成十六年宮城県告示第十一号

(海岸保全区域の変更)で指定した海岸保全区域を、次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮城県庁(土木部河川課)及び宮城県仙台土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

供する。

平成二十三年九月二十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

旧	新旧別		指定区域
	大分類	海 岸 の 名 称	
宮城県 仙台湾 沿岸	中分類	山元海岸	基点A 巨理郡山元町山字須賀一番一五地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
山元海岸 区	小分類	山元地	基点B 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
	類	小小分	同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点C 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点D 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点E 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点F 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点G 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点H 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点I 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点J 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点K 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点L 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点M 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点N 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点O 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点P 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点Q 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点R 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点S 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点T 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点U 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点V 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点W 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点X 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点Y 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点
			基点Z 同郡元字浜一番四地先の北緯三七度五八分三〇秒一〇の地点





- 一 落札に係る特定役務の名称及び数量 宮城県立高等学校教育用コンピュータ機器賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十三年八月二十五日
- 四 落札者の名称及び所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 落札金額 一千七百一十一万四千七百五十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十三年七月十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。  
平成二十三年九月二十七日

一 落札に係る特定役務の名称及び数量

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県古川工業高等学校
  - 2 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県大河原商業高等学校
  - 3 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県岩ヶ崎高等学校鷺沢校舎
  - 4 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県鹿島台商業高等学校
  - 5 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県石巻工業高等学校
  - 6 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県本吉響高等学校
  - 7 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県米谷工業高等学校
  - 8 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県白石工業高等学校
  - 9 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県工業高等学校
  - 10 宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借 宮城県村田高等学校
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十三年八月二十五日
- 四 落札者の名称及び所在地

一 の1の調達案件

- 1 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

- 2 一 の2の調達案件 富士通リース株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町二丁目三番一十二号

- 3 一 の3の調達案件 日通商事株式会社仙台支店 仙台市宮城野区苦竹三丁目一番一号
  - 4 一 の4の調達案件 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
  - 5 一 の5の調達案件 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
  - 6 一 の6の調達案件 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
  - 7 一 の7の調達案件 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
  - 8 一 の8の調達案件 株式会社内田洋行ITソリューションズ東日本事業本部東北支店 仙台市宮城野区榴岡二丁目四番二十二号
  - 9 一 の9の調達案件 東芝ファイナンス株式会社 東京都品川区大崎三丁目六番六号
  - 10 一 の10の調達案件 東芝ファイナンス株式会社 東京都品川区大崎三丁目六番六号
- 五 落札金額
- 1 一 の1の調達案件 三千二百二十一万一千九百円
  - 2 一 の2の調達案件 一億四千八百九十三万二千円
  - 3 一 の3の調達案件 三千五百四十九万四千二百円
  - 4 一 の4の調達案件 一千七百八十七万九千四百円
  - 5 一 の5の調達案件 三千六百四十一万四千円
  - 6 一 の6の調達案件 三千三百三十一万四千四百円
  - 7 一 の7の調達案件 六千三百万円
  - 8 一 の8の調達案件 三千八十七万円
  - 9 一 の9の調達案件 三千七百二十五万八千二百円
  - 10 一 の10の調達案件 二千八百二十一万七千七百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十三年七月十五日

監査委員

○都城監査事務所中引第8号  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により平成23年7月から8月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

<p>平成23年9月27日</p> <p>監査実施機関及び監査実施年月日</p> <p>○総務部 本庁</p> <p>秘書課 7月26日</p> <p>人事課・行政管理室 7月28日</p> <p>行政経営推進課 7月26日</p> <p>職員厚生課 7月26日</p> <p>私学文書課・県政情報公開室 8月2日</p> <p>広報課 7月27日</p> <p>財政課 7月26日</p> <p>財務課・地方税徴収対策室 7月26日</p> <p>市町村課（選挙管理委員会事務局を含む） 7月29日</p> <p>管財課・財産利用推進室 7月26日</p> <p>危機対策課 7月29日</p> <p>消防課（防災ヘリコプター管理事務所を含む） 7月27日</p> <p>○企画部 本庁</p> <p>企画総務課 7月29日</p> <p>政策課 7月22日</p> <p>地域振興課 7月27日</p> <p>総合交通対策課 7月28日</p> <p>統計課 7月27日</p> <p>情報政策課・情報産業振興室 7月26日</p> <p>情報システム課 7月29日</p> <p>○環境生活部</p>	<p>宮城県監査委員 内海 太</p> <p>宮城県監査委員 佐々木 敏 克</p> <p>宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門</p> <p>宮城県監査委員 工 藤 鏡 子</p> <p>監査実施日</p>
<p>本庁</p> <p>環境生活総務課 8月1日</p> <p>環境政策課 8月1日</p> <p>環境対策課・原子力安全対策室 7月28日</p> <p>自然保護課 7月26日</p> <p>食と暮らしの安全推進課 7月26日</p> <p>資源循環推進課 7月26日</p> <p>廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室 7月26日</p> <p>消費生活・文化課 7月27日</p> <p>共同参画社会推進課 7月28日</p> <p>○保健福祉部 本庁</p> <p>保健福祉総務課 7月29日</p> <p>社会福祉課 7月29日</p> <p>医療整備課 7月22日</p> <p>長寿社会政策課・ねんりんピック推進室 7月22日</p> <p>健康推進課・疾病・感染症対策室 7月22日</p> <p>子育て支援課 7月22日</p> <p>障害福祉課 7月22日</p> <p>業務課 7月22日</p> <p>国保医療課 7月22日</p> <p>地方機関</p> <p>拓桃医療療育センター 7月27日</p> <p>○経済商工観光部 本庁</p> <p>経済商工観光総務課・富県宮城推進室 7月22日</p> <p>新産業振興課・自動車産業振興室 7月22日</p> <p>産業立地推進課 7月28日</p> <p>商工経営支援課 7月22日</p> <p>産業人材対策課 7月29日</p> <p>雇用対策課 7月29日</p>	<p>本庁</p> <p>環境生活総務課 8月1日</p> <p>環境政策課 8月1日</p> <p>環境対策課・原子力安全対策室 7月28日</p> <p>自然保護課 7月26日</p> <p>食と暮らしの安全推進課 7月26日</p> <p>資源循環推進課 7月26日</p> <p>廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室 7月26日</p> <p>消費生活・文化課 7月27日</p> <p>共同参画社会推進課 7月28日</p> <p>○保健福祉部 本庁</p> <p>保健福祉総務課 7月29日</p> <p>社会福祉課 7月29日</p> <p>医療整備課 7月22日</p> <p>長寿社会政策課・ねんりんピック推進室 7月22日</p> <p>健康推進課・疾病・感染症対策室 7月22日</p> <p>子育て支援課 7月22日</p> <p>障害福祉課 7月22日</p> <p>業務課 7月22日</p> <p>国保医療課 7月22日</p> <p>地方機関</p> <p>拓桃医療療育センター 7月27日</p> <p>○経済商工観光部 本庁</p> <p>経済商工観光総務課・富県宮城推進室 7月22日</p> <p>新産業振興課・自動車産業振興室 7月22日</p> <p>産業立地推進課 7月28日</p> <p>商工経営支援課 7月22日</p> <p>産業人材対策課 7月29日</p> <p>雇用対策課 7月29日</p>



觀光課	7月26日	下水道課	8月4日
国際経済・交流課・海外ビジネス支援室	7月29日	建築宅地課・建築安全推進室	8月2日
地方機関		住宅課	7月22日
計量検定所	7月28日	営繕課	8月5日
大崎高等技術専門学校	7月26日	設備課	8月5日
○農林水産部		○出納局	
本庁		本庁	
農林水産総務課・農林水産政策室	7月29日	会計課	7月26日
農林水産経営支援課	7月22日	契約課	7月22日
食産業振興課	7月29日	検査課	7月22日
農業振興課	7月29日	○議会事務局	8月3日
農産園芸環境課	7月29日	○教育庁	
畜産課	7月29日	本庁	
農村振興課	7月29日	総務課・教育企画室	7月29日
農村整備課	7月29日	福利課	7月29日
林業振興課	7月22日	教職員課	7月22日
森林整備課	7月29日	義務教育課・特別支援教育室	7月22日
水産業振興課		高校教育課	8月4日
(宮城県海区漁業調整委員会事務局, 内水面漁場管理委員会事務局を含む)	7月29日	施設整備課	7月29日
水産業基盤整備課	7月22日	又水一〇健康課	7月22日
○土木部		生涯学習課	7月28日
本庁		文化財保護課	7月29日
土木総務課	7月29日	地方機関	
事業管理課	8月5日	図書館	7月28日
用地課(収用委員会事務局を含む)	8月5日	視覚支援学校	7月12日
道路課	8月2日	西多賀支援学校	7月27日
河川課	7月22日	支援学校小牛田高等学園	7月26日
防災砂防課	8月4日	○警察本部	8月17日, 18日
港湾課	8月3日	○人事委員会事務局	8月4日
空港臨空地域課	8月5日	○監査委員事務局	8月4日
都市計画課	7月22日	○労働委員会事務局	8月3日



2 監査結果

平成22年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は下記のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況を重点として実施しました。

(1) 税務課・地方税徴収対策室

県税において、収入未済があったので、県税事務所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分	3,279,835,756円
過年度分	6,091,954,199円
合 計	9,371,789,955円

・ H21年度収入未済額

現年度分	3,067,580,116円
過年度分	5,700,994,581円
合 計	8,768,574,697円

(2) 廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して納付命令しているものの、納付されていない状況にあるので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H22年度収入未済額

現年度分	26,161,068円
過年度分	493,954,956円
合 計	520,116,024円

・ H21年度収入未済額

現年度分	330,017,612円
過年度分	163,937,344円
合 計	493,954,956円

(3) 子育て支援課

母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費において、収入未済があったので、保健福祉事務所、児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H22年度収入未済額

現年度分	20,843,075円
過年度分	66,554,367円
合 計	87,397,442円

・ H21年度収入未済額

現年度分	16,709,464円
過年度分	57,541,987円
合 計	74,251,451円

○児童保護費

・ H22年度収入未済額

現年度分	3,384,640円
過年度分	14,157,723円
合 計	17,542,363円

・ H21年度収入未済額

現年度分	3,980,760円
過年度分	13,253,233円
合 計	17,233,993円

(4) 障害福祉課

児童福祉費（扶養保険費）、社会福祉費（第二啓佑学園）、児童福祉費（啓佑学園）及び雑入（扶養保険扶助費）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○児童福祉費（扶養保険費）

・ H22年度収入未済額

現年度分	1,631,510円
過年度分	11,434,870円
合 計	13,066,380円

<p>・H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 2,290,120円</p> <p>過年度分 9,884,300円</p> <p>合 計 12,174,420円</p> <p>○社会福祉費（第二啓佑学園）</p> <p>・H22年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,097,274円</p> <p>過年度分 429,748円</p> <p>合 計 1,527,022円</p> <p>・H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 643,870円</p> <p>過年度分 0円</p> <p>合 計 643,870円</p> <p>○児童福祉費（啓佑学園）</p> <p>・H22年度収入未済額</p> <p>現年度分 429,320円</p> <p>過年度分 1,328,854円</p> <p>合 計 1,758,174円</p> <p>・H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 309,641円</p> <p>過年度分 1,507,603円</p> <p>合 計 1,817,244円</p> <p>○雑入（扶養保険扶助費）</p> <p>・H22年度収入未済額</p> <p>現年度分 40,000円</p> <p>過年度分 230,000円</p> <p>合 計 270,000円</p> <p>・H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 60,000円</p> <p>過年度分 170,000円</p> <p>合 計 230,000円</p>	
<p>(5) 農林水産経営支援課</p> <p>林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H22年度収入未済額</p> <p>現年度分 4,804,000円</p> <p>過年度分 12,354,000円</p> <p>合 計 17,158,000円</p> <p>・H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 3,242,000円</p> <p>過年度分 10,051,000円</p> <p>合 計 13,293,000円</p> <p>(6) 林業振興課</p> <p>補助金等精算返還金（国産材産地体制整備事業補助金及び地域材ブランド化促進事業補助金）において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H22年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円</p> <p>過年度分 27,214,804円</p> <p>合 計 27,214,804円</p> <p>・H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 27,214,804円</p> <p>過年度分 0円</p> <p>合 計 27,214,804円</p> <p>(7) 都市計画課</p> <p>土地区画整理組合事業資金貸付金償還金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H22年度収入未済額</p> <p>現年度分 0円</p> <p>過年度分 237,227,702円</p>	

合 計	237,227,702円
・ H21年度収入未済額	
現年度分	199,455,614円
過年度分	37,772,088円
合 計	237,227,702円

(8) 住宅課

県営住宅使用料 県営住宅駐車場使用料及び特定公共賃貸住宅使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。

(内容)

○県営住宅使用料

・ H22年度収入未済額

現年度分	113,441,390円
過年度分	192,484,918円
合 計	305,926,308円

・ H21年度収入未済額

現年度分	99,310,031円
過年度分	166,892,583円
合 計	266,202,614円

○県営住宅駐車場使用料

・ H22年度収入未済額

現年度分	9,671,000円
過年度分	9,402,000円
合 計	19,073,000円

・ H21年度収入未済額

現年度分	8,147,600円
過年度分	7,769,264円
合 計	15,916,864円

○特定公共賃貸住宅使用料

・ H22年度収入未済額

現年度分	227,500円
過年度分	705,100円

合 計	932,600円
・ H21年度収入未済額	
現年度分	0円
過年度分	705,100円
合 計	705,100円

(9) 警察本部

放置違反金及び放置違反金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らねばならない。

(内容)

○放置違反金

・ H22年度収入未済額

現年度分	11,002,000円
過年度分	26,853,135円
合 計	37,855,135円

・ H21年度収入未済額

現年度分	12,799,000円
過年度分	25,180,536円
合 計	37,979,536円

○放置違反金に係る延滞金

・ H22年度収入未済額

現年度分	682,690円
過年度分	951,100円
合 計	1,633,790円

・ H21年度収入未済額

現年度分	639,100円
過年度分	526,600円
合 計	1,165,700円

(10) 障害福祉課

国庫補助金返還金において、納付が遅延したため、延滞金が発生したものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらねばならない。

(内容)

<p>監 査 帳 目</p> <p>平成23年9月27日</p> <p>火 曜 日</p> <p>申 2293 第</p>	<p>・納付期限 平成22年3月9日</p> <p>・納付日 平成22年3月24日(15日遅延)</p> <p>・支払額 765,720円</p> <p>・延滞金 3,445円</p> <p>(1) 視覚支援学校</p> <p>教科書の購入手続等において、職員が不適切な事務処理を繰り返したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>○教科書の購入手続において、職員が業者の請求書を偽造し、支払遅延となったもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>・金額 1,427,630円</p> <p>○通院の実態がないにもかかわらず、虚偽の病氣休暇を申請し、不正に病氣休暇を取得していたもの。</p> <p>・不正取得日数 18日</p> <p>○公印等の無断押印が行われていたもの。</p> <p>・校長印, 給料担当者印</p> <p>○宮城県監査委員告示第9号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。</p> <p>平成23年9月27日</p>	<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H21年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>180,003,959円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>382,157,987円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>562,161,946円</td></tr> </table> <p>・H20年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>175,837,956円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>371,919,421円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>547,757,377円</td></tr> </table> <p>ロ 措置の内容</p> <p>個人県民税については、市町と協働するための住民税徴収対策会議を開催し、共同催告や地方税法第48条による直接徴収、特別徴収未実施事業所への働きかけ等の施策を実施した。</p> <p>個人県民税を除く県税については、早期に滞納整理事務に着手するため、1件30万円以上の事案について、納期内納税の勧奨を実施するとともに、1件20万円以上の事案については、督促発付時に併せて電話催告を実施した。</p> <p>滞納処分の実施に当たっては、財産調査の着手時期、差押の着手時期を決めるなど、組織的に対応し、収入未済額の約65%を占める過年度分の収入未済額の縮減のため、現年度分よりも過年度分を優先した滞納処分を実施した。</p> <p>また、収入未済額の50%以上を占める自動車税の収入未済額縮減のため、初年度登録、車検時期及び納税経緯を考慮した効率的な財産調査、差押えを実施した。</p> <p>(2) 仙台南県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・H21年度収入未済額</p> <table border="1"> <tr><td>現年度分</td><td>222,021,225円</td></tr> <tr><td>過年度分</td><td>493,291,129円</td></tr> </table>	現年度分	180,003,959円	過年度分	382,157,987円	合 計	562,161,946円	現年度分	175,837,956円	過年度分	371,919,421円	合 計	547,757,377円	現年度分	222,021,225円	過年度分	493,291,129円
現年度分	180,003,959円																	
過年度分	382,157,987円																	
合 計	562,161,946円																	
現年度分	175,837,956円																	
過年度分	371,919,421円																	
合 計	547,757,377円																	
現年度分	222,021,225円																	
過年度分	493,291,129円																	

<p>合 計 715,312,354円</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 236,171,708円</p> <p>過年度分 537,889,853円</p> <p>合 計 774,061,561円</p> <p>口 措置の内容</p> <p>「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、税収確保と収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>まず、個人県民税については、地方税法第48条により、管内市町で滞納となっている案件の直接徴収を積極的に行うとともに、収入率の向上に効果のある特別徴収制度の推進に取り組んだ。</p> <p>個人県民税以外の税目については、早期の滞納整理への着手を心掛け、現年課税分も含めた預金、給料等の差押を行ったほか、滞納処分等の執行停止等を実施し、適切な租税債権の管理の推進を図った。</p> <p>このほか、所内の若手職員を主たるメンバーとし、滞納額縮減手法検討会を開催し、新しい視点で、今後の県税のあり方（有用な方策等）について話し合った。</p> <p>(3) 仙台北県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・ H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,443,138,710円</p> <p>過年度分 2,267,194,210円</p> <p>合 計 3,710,332,920円</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 1,338,696,961円</p> <p>過年度分 1,764,388,481円</p> <p>合 計 3,103,085,442円</p> <p>口 措置の内容</p> <p>「県税滞納額縮減対策3か年計画（平成22年度～平成24年度）」の収入未済額縮減目標を達成するため、「県税事務実施計画書」を策定し、差押の強化、公売・換価の促進等、滞納整理</p>	<p>を効果的に実施した。また、高額・長期滞納案件の縮減対策として、機動特別滞納整理班を平成22年度に新設した。</p> <p>主な取組としては、収入未済額全体の85%を占める個人県民税の賦課徴収を行っている仙台市に対して、特別徴収促進の取組及び県との連携を依頼した。また、個人県民税を除く税目については、差押目標件数を設定し、自動車や給与・預貯金などの債権を中心とした差押を積極的に実施した。特に滞納件数の多い自動車税については、県下一斉の自動車税滞納整理月間及び事務所独自の滞納処分強化月間に自動車の差押・タイヤロックを集中的に実施した。</p> <p>(4) 仙台北県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・ H21年度収入未済額</p> <p>現年度分 216,319,421円</p> <p>過年度分 706,359,440円</p> <p>合 計 922,678,861円</p> <p>・ H20年度収入未済額</p> <p>現年度分 438,057,943円</p> <p>過年度分 646,054,943円</p> <p>合 計 1,084,112,886円</p> <p>口 措置の内容</p> <p>個人県民税については、特別徴収推進対策を管内町村と共同して事業所等への働きかけを行ったほか、個人住民税徴収対策会議、地方税法第48条に基づく直接徴収、共同催告及び県税還付金の差押などの支援にも取り組んだ。</p> <p>個人県民税以外の税目については、自動車税の収入未済額縮減を重点とし、財産調査の早期着手と積極的に差押を行った（差押目標件数1,800件、実績1,813件、前年度実績1,645件）。</p> <p>また、長期滞納事案については、捜索により差押した動産・自動車をインターネット公売により換価したほか、不良債権化した事案の整理により収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>(5) 塩釜県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに</p>
---	---

適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分 235,752,228円

過年度分 395,315,813円

合 計 631,068,041円

・ H20年度収入未済額

現年度分 234,858,707円

過年度分 359,467,945円

合 計 594,326,652円

口 措置の内容

「平成22年度県税事務実施計画」に基づき収入未済額の縮減に努めた。中でも差押えに関しては、目標件数を500件に設定するとともに、大口滞納者に対しては滞納事案検討会により対応方針を決定して滞納整理にあたったほか、その他の滞納者に対しても換価性の高い給与、預金等の債権差押を中心に滞納処分を強化し、滞納額縮減と徴収確保に努めた。

また、差押自動車の引き上げ・インターネット公売を実施し、公売車両の展示等により滞納者に対し処分強化の喚起を図ったほか、新たな滞納を抑制するために、現年度分の徴収対策として自動車の一斉差押を実施した。

さらに、個人県民税については、住民税徴収対策会議を開催し市町村と共同で事業者に対する特別徴収移行の要請を行った。

(6) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分 195,364,471円

過年度分 458,334,636円

合 計 653,699,107円

・ H20年度収入未済額

現年度分 244,585,045円

過年度分 425,391,283円  
合 計 669,976,328円

口 措置の内容

収入未済額の縮減のため、「県税滞納額縮減対策3か年計画（平成22年3月策定）」及び北部県税事務所事務実施計画に基づき、滞納件数、税額ともに大きな割合を占めている自動車税の滞納額縮減を重点実施事項とし、以下の対策を講じた。

(イ) 平成20年度から取組を始めて成果のあった機能分担型滞納整理をより効果的に機能させて取組を強化した結果、滞納額縮減に不可欠である差押目標を達成した。

(ロ) 昨年度に引き続き取組を強化した大口及び長期滞納事案については、全てについて所検討会で処理方針を決定した。そのうち特に、不動産等を長期間差押えしたまま完納に至っていない事案について、換価、取立の容易な、預貯金、給与等各種債権などを新たに差押、取立し、滞納額に充当した。

(ハ) 個人県民税に係る収入率向上については、市町における滞納整理技法の向上を図るための研修の実施、県税事務所長と町長連名の共同催告及び地方税法第48条による直接徴収に取り組んだほか、特別徴収の促進を図るため市町と連携し事業所訪問など特別徴収未実施事業者に働きかけを実施した。

(7) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分 101,138,971円

過年度分 118,292,624円

合 計 219,431,595円

・ H20年度収入未済額

現年度分 49,110,530円

過年度分 102,858,581円

合 計 151,969,111円

口 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、計画初年度の目標を定め滞納額の縮減に努め

ている。

個人県民税については、住民税徴収対策会議を通じて、滞納処分研修会を開催し、市職員の徴収技法の向上を図るとともに、共同催告を実施した。また、特別徴収の推進のため事業所訪問を実施するなど徴収支援を行った。

その他の税目については、計画的に滞納整理を行うため進管理会議を開催し、納付催告等の効果を検証するとともに、個別事案の滞納整理方針を検討した。また、納付資力や固定資産の把握を目的に、全ての滞納者について職業、年収額等の基礎調査を行い、効率的に滞納処分を実施した。

(8) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力はみられるが、なお収入未済があったので、さらに適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・ H21年度収入未済額

現年度分	107,571,916円
過年度分	184,463,193円
合 計	292,035,109円

・ H20年度収入未済額

現年度分	97,824,093円
過年度分	165,872,646円
合 計	263,696,739円

ロ 措置の内容

収入未済額の大部分を占める個人県民税と自動車税の滞納縮減に力を入れた。

個人県民税については、気仙沼市・南三陸町と住民税徴収確保対策会議を開催し、その都度情報交換を行った。これに基づき滞納処分研修や共同催告・共同徴収を実施し徴収支援を行った。また、市町と共同で企業訪問を実施し、特別徴収制度の普及・拡大を図った。

自動車税については、預貯金等の財産調査を早期に行い、滞納処分の見極めを徹底した。差押等の滞納処分移行への判断を的確にし、滞納額の縮減に努めた。

(9) 仙台保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、過誤払返納金、過年度過払金等返

還金及び未熟費養育費において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

○生活保護扶助費返還金

・ H21年度収入未済額

現年度分	11,154,725円
過年度分	7,517,438円
合 計	18,672,163円

・ H20年度収入未済額

現年度分	1,602,450円
過年度分	6,532,540円
合 計	8,134,990円

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H21年度収入未済額

現年度分	5,973,577円
過年度分	29,420,576円
合 計	35,394,153円

・ H20年度収入未済額

現年度分	4,894,998円
過年度分	25,331,937円
合 計	30,226,935円

○過誤払返納金

・ H21年度収入未済額

現年度分	0円
過年度分	616,058円
合 計	616,058円

・ H20年度収入未済額

現年度分	105,760円
過年度分	547,298円
合 計	653,058円

○過年度過払金等返還金



- ・ H21年度収入未済額  
現年度分 225,000円

- 未熟児養育費

- ・ H21年度収入未済額

- 現年度分 312,477円

- 過年度分 284,704円

- 合 計 597,181円

- ・ H20年度収入未済額

- 現年度分 55,388円

- 過年度分 284,704円

- 合 計 340,092円

- 措置の内容

- 生活保護扶助費返還金

収入未済については、随時返済状況や返済の意向を確認してケース検討会議を開催し、履行延期特約承認を受けるなど返還金の納入にかかる負担を軽減し、収納の促進に努めているほか、地区担当員や債権管理担当者が家庭訪問や電話による収納指導を積極的に行っている。

- ・生活保護扶助費返還金

- 平成22年度収入済額

- 過年度分 910,770円

- 平成22年度収入未済額（H23年3月末現在）

- 現年度分 1,216,590円

- 過年度分 17,761,393円

- 合 計 18,977,983円

- 母子寡婦福祉資金貸付金償還金

貸付金の収納促進については、これまでも滞納発生の未然防止策として、貸付決定前の面接による償還意思の確認、償還履行の責任についての説明を行い、滞納発生後は、速やかに借受人に対して督促通知を行うなどの収納促進策を講じてきたところであるが、滞納額が増加傾向にある。

このことから、今後はこれまでに貸付時の審査を慎重に行い、借受人に対しては、電話による督促から訪問による直接面談の償還督促を強化し、連帯保証人に対する更なる償還請求の徹底を図るとともに、事務所として関係班との連携による生活基盤確立の指導を行う

ほか、滞納者に対するケース会議の開催や収入未済額縮減対策本部による具体的な取り組み方針をたて組織的な対応を図っていく。

- 過誤払返納金

過払いが発生した時点で、返納者本人や扶養義務者に連絡を取り、資格喪失となること及び手当返納が必要となることを説明して返納の承諾を得、その上で文書・電話による督促や家庭訪問による納入催告・納入指導を実施していく。

収入未済の防止策として、受給者が死亡・施設入所・長期入院等となった場合には、速やかに『資格変更届』を提出し廃止の手続きを行うよう、扶養義務者や届出の経由機関である町村に対して、機会あるごとに周知している。

過年度分487,950円の内時効完成した392,190円について、平成22年12月20日に不納欠損登録済である。残りの95,760円については、平成22年6月3日に5,000円の一部納付があったため残額90,760円となっている。

また、生活保護の収入未済については、随時返済状況や返済の意向を確認してケース検討会議を開催し、履行延期特約承認を受けるなど返還金の納入にかかる負担を軽減し、収納の促進に努めているほか、地区担当員や債権管理担当者が家庭訪問や電話による収納指導を積極的に行っている。

- ・過誤払返納金

- 平成22年度収入未済額（H23年3月末現在）

- 現年度分 32,232円

- 過年度分 128,108円

- 合 計 160,340円

- 過年度過払金等返還金

収納促進については、生活状況の聞きとり等を行い、生活基盤の確立指導をし、納入に向けて信頼関係を築きながら、電話や訪問等による継続した償還督促を行っている。さらに連帯保証人への連絡や償還請求も併せて行っている。

今後は、事務所の収入未済額縮減対策本部での具体的な取組方針により収納促進と適切な債権管理に取り組んでいく。

- 未熟児養育費

収納促進については、滞納発生後速やかに納入義務者に対して督促通知を行い、納入されない場合には電話や訪問による継続した督促を行っている。

収入未済の発生防止策として、申請時に負担金について適切な説明を行い、納入について

<p>理解を得られるようにしている。</p> <p>引き続き、事務所の収入未済額縮減対策本部での具体的取組方針により収納促進と適切な債権管理に取り組んでいく。</p> <p>過年度分284,704円の内時効完成した175,715円について、不納欠損処理中である（主務課への不納欠損処分決議書の提出日 平成23年3月1日）</p> <p>現年度分312,477円の内、督促を継続したことにより一部納付（継続中）を含め、22年度中に200,915円の納入があった。</p> <p>(10) 登米高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>学校徴収金等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。</p> <p>（内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員による私的流用金額 808,384円</li> <li>・私的流用があったとされる期間 平成22年6月から平成22年9月まで</li> </ul> <p>ロ 措置の内容</p> <p>生徒会会計について</p> <p>(イ) 会計処理担当を生徒指導部長及び事務室主査とすることで、補助申請額をダブルチェックすることとした。</p> <p>(ロ) 通帳から引き落とされた現金は、事務室から直接、支払いを行う顧問に渡すこととし、業者への支払いは事務室が行うようにした（納金までは、金庫で保管することを徹底する。）</p> <p>(ハ) 納金後の精算確認を含めて各決裁者がより厳密にチェックできるようにするために、校内の決裁方法を変更し、支出同いの様式を変え、添付書類も増やした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・持ち回り 回議へ。</li> <li>・精算確認者を増やす。</li> <li>・精算確認のための証拠書類を増やす（大会参加の際の生徒会補助以外の徴収金についても内訳を確認できる書類、大会参加者名簿）</li> </ul>	<p>○宮城県公報平成 三三年号外第八四号（平成二十三年九月九日付け）中</p> <table border="1"> <tr> <td>ページ</td> <td>段</td> <td>行</td> <td>正</td> <td>議</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>上</td> <td>九</td> <td>宮城県規則第七十四号</td> <td>宮城県規則第七十三号</td> </tr> </table> <p>○宮城県公報平成 三三年号外第八五号（平成二十三年九月九日付け）中</p> <table border="1"> <tr> <td>ページ</td> <td>段</td> <td>行</td> <td>正</td> <td>議</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>上</td> <td>後ろか ら八</td> <td>宮城県規則第七十五号</td> <td>宮城県規則第七十四号</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>下</td> <td>二</td> <td>宮城県訓令甲第二十九号</td> <td>宮城県訓令甲第二十八号</td> </tr> </table>	ページ	段	行	正	議	一	上	九	宮城県規則第七十四号	宮城県規則第七十三号	ページ	段	行	正	議	一	上	後ろか ら八	宮城県規則第七十五号	宮城県規則第七十四号	一	下	二	宮城県訓令甲第二十九号	宮城県訓令甲第二十八号
ページ	段	行	正	議																						
一	上	九	宮城県規則第七十四号	宮城県規則第七十三号																						
ページ	段	行	正	議																						
一	上	後ろか ら八	宮城県規則第七十五号	宮城県規則第七十四号																						
一	下	二	宮城県訓令甲第二十九号	宮城県訓令甲第二十八号																						
<p>○宮城県公報第三二八六号（平成二十三年九月十三日付け）中</p> <table border="1"> <tr> <td>ページ</td> <td>段</td> <td>行</td> <td>正</td> <td>議</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>上</td> <td>三</td> <td>宮城県規則第七十六号</td> <td>宮城県規則第七十五号</td> </tr> </table>	ページ	段	行	正	議	一	上	三	宮城県規則第七十六号	宮城県規則第七十五号																
ページ	段	行	正	議																						
一	上	三	宮城県規則第七十六号	宮城県規則第七十五号																						